

認可保育所設置者	様
認定こども園設置者	様
小規模保育事業A型・B型設置者	様
事業所内保育事業設置者	様

横浜市 こども青少年局 保育・教育運営課長

平成 30 年度の休日保育について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本市の保育行政に御協力いただきましてありがとうございます。

平成 28 年度より、休日保育は通常保育の加算分として「運営費の給付化による休日保育」（以下「休日保育」）を行っています。

また、休日の一時保育（以下「休日一時保育」）についても継続して実施しますので、「休日保育」及び「休日一時保育」の実施について意向の確認を行います。

つきましては、御多用のところ恐縮ですが、平成 30 年 4 月 1 日より「休日保育」及び「休日一時保育」の実施を希望する施設・事業者におかれましては、意向確認書のご提出をお願いいたします。

また、実施しない施設・事業者におかれましても、「休日保育」・「休日一時保育」を実施する場合の課題等ご意見がございましたら、意向確認書へご記入のうえご提出をお願いいたします。

1 依頼内容

別添「平成 30 年度休日保育について」をご確認のうえ、「子ども・子育て支援新制度における休日保育意向確認書」をご提出ください。

2 提出期限

平成 30 年 2 月 16 日（金）期限が短く申し訳ありません。

3 提出方法

F A X または郵送にて送付をお願いします。

4 提出先

横浜市 こども青少年局 保育・教育運営課 休日保育・休日一時保育担当
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1 F A X 0 4 5 - 6 6 4 - 5 4 7 9

5 平成 30 年度休日保育・休日一時保育の利用案内について

平成 30 年度の利用案内を送付しますので、平成 30 年度の利用を希望する方へ周知をお願いいたします。

※平成 30 年度の利用案内は 1 月下旬頃から、市ホームページに掲載します。

URL: <http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/unei/kosodate/kyuuajitsu.html>

裏面あり

6 添付資料

- (1) 平成 30 年度 休日保育について
- (2) 子ども・子育て支援新制度における休日保育 意向確認書
- (3) 平成 30 年度 休日保育・休日の一時保育ご案内

7 その他

新規実施を希望する施設・事業所へは、「休日保育に関する説明会」を行う予定です。詳細は別途、新規実施を希望する施設・事業所へご連絡します。

担 当：こども青少年局 保育・教育運営課

矢原・渥美

電 話：045-671-3564

FAX：045-664-5479

平成 30 年度 休日保育について

※休日保育を実施する施設・事業は、認可保育所・認定こども園（保育認定）・小規模保育事業A型及びB型・事業所内保育事業です。

※休日とは日曜・祝日・年末年始とします。（この資料の「平日」には土曜日も含みます。）

子ども・子育て支援新制度においては、児童の利用する曜日や時間帯によって、保育の提供の仕方に差が生じないように、休日の保育も従来の特別保育という位置づけから、通常保育の加算分として整理・給付化がなされました。

本市では、平成 28 年度より通常保育の加算分として「運営費の給付化による休日保育」（以下「休日保育」）を行っています。

また、特別保育の「休日の一時保育」（以下「休日一時保育」）についても、「休日保育」とあわせて実施をお願いしたいと考えておりますので、「休日保育」と「休日一時保育」の運営基準について以下のとおり、お示しします。

1 「休日保育」と「休日一時保育」の運営基準

	休日保育	休日一時保育
利用児童	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2号または3号の支給認定を受けていて、平日に認可保育所・認定こども園（保育利用）・小規模保育事業A型、B型、C型・家庭的保育事業・事業所内保育事業（地域枠）を利用している児童 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記に該当しない児童で、(1)～(3)に該当する児童 (1) 仕事（就労・就学、職業訓練など）の都合により、休日に保育が必要 (2) 病気や怪我、入院、冠婚葬祭への出席など、やむを得ない理由により、緊急一時的に休日に保育が必要 (3) 保護者の育児疲れの解消を図るため、休日に保育を必要 <p>なお、左記に該当する児童でも、<u>平日の要件と異なる要件で休日の保育を利用する場合は休日一時の利用となります。</u></p>
利用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日に保育を必要とすることとします。<u>（平日の要件と同じとします。平日の要件以外は一時保育とします。）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に、支給認定を受けていない児童で休日に非定型就労、緊急、リフレッシュ保育を必要とすることとします。
開所時間、開所日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11 時間以上開所とし、各施設で定めます。 ・ 保育時間（8 時間）と保育時間（11 時間）を定めます。 ・ 原則、すべての日・祝日・年末年始とします。 <p>ただし、行事等で受入が困難な場合、あらかじめ申出し、利用月の 2 か月前までに市民に周知をした日に限り、休日の保育を実施しないことができるものとします。</p>	

	休日保育	休日一時保育
利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の利用料に含まれるものとします。(休日給付の追加利用料はかかりません。) ・8時間認定及び11時間認定児童が認定時間を超えて利用する場合は延長保育料の徴収を可能とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日一時の利用料の徴収を可能とします。 ※料金設定は平成29年度の現行制度と同等とすることで検討しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・基本保育時間を超える時間の利用は延長保育料の徴収をします。 ・キャンセル料をとることも可能とします。
保育士配置	<ul style="list-style-type: none"> ・平日の保育と同様の市基準の保育士配置を満たすこととします。 (平日の乳児の利用定員が4名以上の施設においては看護師、保健師、准看護師も可とします。) <p>なお、開所時間中に子どもがいない場合には、必ずしも基準の保育士配置は必要ないものとします。ただし、子どもが登園した時点で市基準の保育士配置がとれるようにしておくこととします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要となる保育従事者の1/2以上かつ最低1名は、保育士で可能とします。ただし、保育士資格のない保育従事者は子育て支援員研修の受講が必要です。
週7日目利用	<ul style="list-style-type: none"> ・週6日利用とします。 ・やむを得ず利用する場合は、休日一時として週7日目利用を可能とします(この場合は利用料がかかります)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・週7日目の利用も可とします。
給食の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・給食の実施。ただし、保護者の同意を得て弁当持参も可能とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食の実施。その場合は別途給食代の徴収を可とします。ただし、保護者の同意を得て弁当持参も可能とします。
申込み方法	<ul style="list-style-type: none"> ・平日利用の施設をとおして申出し、その後保護者が直接施設へ申込みます。 ・利用登録後に、利用申込みが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日保育実施施設へ直接申し込みます。 ・利用登録後に、利用申込みが必要です。
利用決定	<ul style="list-style-type: none"> ・市が示すガイドラインにより、施設が利用を判断します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設が利用を判断します。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・休日保育利用登録申請書 ・休日保育児童状況確認書(児童の普段の様子を記入) ・休日就労(予定)証明(申告)書 ・支給認定証の写し ・休日保育利用申込兼代替休日取得状況申出書 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童家庭状況調書 ・利用確認書(平日利用施設の在園証明)
申込期日	<ul style="list-style-type: none"> ・全施設、申込期日を統一とします。原則、利用月の前月の10日まで、10日以降空きがあれば随時申込みを可能とし、期日は各施設で定めます。(申込み締切日以降は、保育士の配置等の対応ができない場合は受入を断ることができることとします。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則利用日の7日前まで。申込開始日は各施設で定めます。
利用定員	<ul style="list-style-type: none"> ・施設ごとに利用定員を設定します。 ただし、〇名程度とし、日によって受入人数が異なることも可とします。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員は設定しません。

2 休日保育（「休日保育」と「休日一時保育」）運営費のモデル試算

<休日保育>

【試算条件】保育所を例とする。

開所日数 6日/月 72日/年間 開所時間 11時間 加算率 10%

休日給付受入児童数 5人/日 360人/年間延べ利用子ども数

施設の各月初日の平日利用子ども数 100人（休日等に保育を利用しない子どもを含む。）

※本試算では便宜的に、毎月100人と仮定しています。

【公定価格の休日保育加算試算】

※単価は平成29年度の単価であり、平成30年度の単価は変更になることがあります。

月額 $341,100 + (3,410 \times 10) = 375,200$ 円 ÷ 100人 (※) = 3,750 円 (10円未満端数切捨て)

※当該施設の各月初日の平日利用子ども数で除して得た額を子ども1人当たりの加算額とします。

(10円未満端数切捨て)

月額 3,750 円 × 100人 = 375,000 円 (月額運営費)

年額 375,000 円 × 12か月 = 4,500,000 円 (年額運営費)

公定価格の休日保育加算に加え、市独自助成として平日同様の市配置基準を確保するための加算や自園調理の実施をしている場合の加算や障害児等を受け入れる場合の加算があります。

また、延長保育を実施している場合の助成もあります。

ここでの単価は平成29年度の単価です。平成30年度の単価は予算編成の中で検討し、市会での議決を経て確定します。

(参考) 公定価格の休日保育加算単価表

休日保育の年間延べ 利用子ども数 (人)	単価 (円/月額)	処遇改善等 加算 (円/月額)	休日保育の年間延べ 利用子ども数 (人)	単価 (円/月額)	処遇改善等 加算 (円/月額)
～ 210	250,700	2,500 ×加算率	630 ～ 699	485,700	4,850 ×加算率
211 ～ 279	268,700	2,680 ×加算率	700 ～ 769	521,900	5,210 ×加算率
280 ～ 349	304,900	3,040 ×加算率	770 ～ 839	558,100	5,580 ×加算率
350 ～ 419	341,100	3,410 ×加算率	840 ～ 909	594,200	5,940 ×加算率
420 ～ 489	377,200	3,770 ×加算率	910 ～ 979	630,400	6,300 ×加算率
490 ～ 559	413,400	4,130 ×加算率	980 ～ 1,049	666,600	6,660 ×加算率
560 ～ 629	449,600	4,490 ×加算率	1,050 ～	702,700	7,020 ×加算率

<休日一時保育>

※ここでの単価は平成 29 年度の単価です。平成 30 年度の単価は予算編成の中で検討し、市会での議決を経て確定します。

【試算条件】

開所日数 6 日／月 72 日／年間 開所時間 11 時間

休日一時保育受入児童数 3 人／日

216 人／年間延べ利用子ども数（内訳 3 歳未満 108 人、3 歳以上 108 人）

【運営費試算】

基本分 1 日 28,570×72 日=2,057,040 円（年額）（A）

利用児童加算 3 歳未満 5,930×108 人=640,440 円

3 歳以上 2,820×108 人=304,560 円

合計 945,000 円（年額）（B）

利用料収入（8 時間＋延長保育 3 時間＝11 時間で試算）

3 歳未満 4,560×108 人=492,480 円

3 歳以上 2,490×108 人=268,920 円

合計 761,400 円（年額）（C）

総合計（A＋B＋C） 3,763,440 円（年額）

子ども・子育て支援新制度における休日保育 意向確認書

平成30年4月1日より「休日保育」及び「休日一時保育」を実施する施設・事業所は、
以下をご記入のうえ、平成30年2月16日（金）までに

FAX（045-664-5479）または

郵送（〒231-0017 横浜市中区港町1-1）にて

こども青少年局保育・教育運営課 休日保育・休日一時保育担当あてにご提出ください。

また、実施しない施設・事業所におかれましても、「休日保育」・「休日一時保育」を実施する場合の課題等ご意見がございましたら、ご提出をお願いいたします。

施設所在 区名： 区	施設名：
	法人名：
	確認書記入担当者名：
	連絡先電話番号： ※確認書の内容について、ご連絡する場合があります。

※ 子ども・子育て支援新制度における「休日保育」（以下「休日保育」）及び「休日の一時保育」（以下「休日一時保育」）の実施について、以下の設問にご回答ください。

設問1 平成30年4月1日から、「休日保育」・「休日一時保育」を実施しますか。

- 「休日保育」・「休日一時保育」両方を実施する →（設問2、3、4、6へ）
 「休日保育」のみ実施する →（設問2、3、6へ）
 「休日一時保育」のみ実施する →（設問4、6へ）
 「休日保育」・「休日一時保育」両方を実施しない →（設問5、6へ）

設問2 「休日保育」の利用児童数（1日に受け入れできる児童数＝定員）は、何人程度ですか。

※ 「休日一時保育」の利用児童数は含みません。

（ ）人程度

設問3 「休日保育」の開所時間、保育時間（8時間）、保育時間（11時間）をご記入ください。

	開始時刻	終了時刻
開所時間	：	：
保育時間（8時間）	：	：
保育時間（11時間）	：	：

次ページへ

子ども・子育て支援新制度における休日保育 意向確認 (2 ページ目)

【参考】

開所時間 …… 延長保育の時間帯を含めた、利用可能な時間帯です。

保育時間(8時間) …… 短時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯です。子どもの生活リズムや保育カリキュラムを考慮し、概ね児童全員がそろって保育を受ける時間帯としてもらうことを基本とします。

保育時間(11時間) …… 標準時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯で、保育時間(8時間)を含む11時間です。

設問4 「休日一時保育」の開所時間をご記入ください。

※「休日保育」とあわせて実施する場合は、11時間開所を原則としますが、「休日一時保育」のみ実施の場合は、最低限8時間は開所してください。

	開始時刻	終了時刻
開所時間	:	:

設問5 「休日保育」「休日一時保育」について、「実施する場合の課題」等がございましたら、ご記入ください。

設問6 「休日保育」「休日一時保育」について、ご意見等ございましたら、ご記入ください。



平成30年度 休日保育・休日の一時保育 ご案内



お仕事の都合などにより、日曜や祝日にご家庭でお子さまの保育ができないときは、保育園でお子さまをお預かりする「休日保育」・「休日の一時保育」をご利用ください。

ご利用いただける方

●休日保育

子ども・子育て支援新制度における2号または3号の支給認定を受け、平日（月～土曜日）に、認可保育所・認定こども園（保育所利用）・小規模保育事業A型、B型、C型・家庭的保育事業・事業所内保育事業（地域枠）を利用して、休日等に保育が必要な小学校就学前のお子さま。

※平日の利用理由と休日の利用理由が異なる場合は、休日の一時保育の利用となります。
この場合は利用料がかかります。

■休日の一時保育

小学校就学前のお子さまで、下の(1)～(3)のいずれかに該当する方がご利用いただけます。

- (1) 原則、休日保育の対象となるお子さま以外で、お仕事（就労・就学、職業訓練など）の都合により、休日等の保育が必要となるお子さま
- (2) 病気や怪我、入院、冠婚葬祭への出席など、やむを得ない理由により、緊急一時的に休日等に保育が必要となるお子さま
- (3) 保護者の育児疲れの解消を図るため、休日等に保育を必要とするお子さま

※休日保育の対象となるお子さまでも、利用を希望する施設が休日保育を実施していない場合は、休日の一時保育の利用となります。この場合は利用料がかかります。

保育を行う休日等

●休日保育 ■休日の一時保育

日曜・祝日（振替休日を含む）・年末年始（12月29日～1月3日）※

※行事等で休日保育や休日の一時保育が実施できない場合は事前にお知らせします。
詳しくは各施設へご確認ください。

実 施 施 設

休日保育と休日の一時保育の両方を実施している施設と休日の一時保育のみ実施している施設があります。詳細は6・7ページ「実施施設のご案内」をご覧ください。

開 所 時 間

●休日保育 ■休日の一時保育

施設により、開所時間は異なります。延長保育を実施している施設もあります。
6・7ページ「実施施設のご案内」をご覧ください。

そ の 他

初めての利用の場合は、お子さまの様子をお伺いしますので、原則お子さま同伴での面談を行います。

お子さまの状況により、慣らし保育を行う場合があります。

お子さまの送迎について、施設ではお子さまの送り迎えはいたしません。保護者の方が責任を持って、お子さまの送り迎えをお願いします。

※必要書類などは、次のURLからダウンロードできます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/unei/kosodate/kyuujiitsu.html>

利用申込締切日等

※土日・祝日は除きます。

●休日保育 平成30年度

利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申込締切日	3/12	4/10	5/10	6/11	7/10	8/10	9/10	10/10	11/12	12/10	1/10	2/12
利用決定日	3/19	4/16	5/15	6/18	7/17	8/15	9/18	10/15	11/19	12/17	1/15	2/18

※休日保育の優先順位に応じて、利用できる方を決定し、利用決定日までに連絡します。

※利用決定日までに、施設から利用決定の連絡がない場合は、休日保育の利用はできません。（利用できる方からのキャンセルがあった場合は、利用決定日以降にご利用を保留・お断りした方へ施設からご連絡する場合があります。）

※利用を辞退される場合は、お早めに施設に申し出てください。遅くとも、利用日の3日前までに必ず施設に申し出てください。事前の連絡のないキャンセルや正当な理由なくキャンセルが続く場合は、次回の利用時の優先順位が下がることがあります。

※申込締切日以降でも、受け入れ人数に空きがある場合は休日保育を利用できる場合があります。申込締切後の利用については、各施設へお問い合わせください。

■休日の一時保育

ご利用になりたい日の7日前までに、施設にお申込みください。

※利用を辞退される場合は、利用日の3日前までに必ず施設に申し出てください。

※年末年始に限っては、最大14日前が利用申請締め切りになります。

（各施設により締め切り日が異なります。）

利 用 料

●休日保育

休日保育を利用した場合、代わりに月～土曜日に利用している施設を利用しない日を設ける場合は利用料がかかりません。（週6日の保育利用）

設けない場合は「休日の一時保育」と同様の利用料がかかります。

また、延長保育を利用する場合は、延長保育の利用料（ガイドライン 80円／30分、おやつ代120円／1回、夕食代370円／1回）がかかります。

※保育短時間認定のお子さまで、施設が定める保育時間（8時間）を超える時間帯を利用する場合は、「延長保育」となります。

■休日の一時保育

利用料等は、直接、施設にお支払いください。なお、無断、又は利用日3日前を過ぎてからのキャンセルについては、キャンセル料がかかります。

休日の一時保育利用料等（ガイドライン）

年齢区分	基本保育時間（8時間）※ （カッコ内は6時間以内の利用の場合）	基本保育時間を超える 時間帯を利用する場合	給食・おやつ代
3歳未満児	3,300円（420円／1時間）	420円／1時間	400円／1回
3歳以上児	1,800円（230円／1時間）	230円／1時間	

※ 給食・おやつ代には、午後6時30分を超えて利用する児童に係る夕おやつ又は夕食代を含みません。

※ 横浜市在住の被保護世帯、前年度の市民税が非課税の世帯及び寡婦（夫）控除のみなし適用に関する非課税相当の方は、利用料が全額減免となります（給食・おやつ代は除く）。証明書類（保護証明書、保護（開始）決定通知書、生活保護費支給証、市民税・県民税（非）課税証明書、横浜市寡婦（夫）控除のみなし適用通知書など）を利用日前または利用日当日に保育所に提出してください。利用日後に提出となった場合は、原則、減免は受けられませんのでご注意ください。

※ 年齢区分は、当該年度初日の前日における満年齢となります（同一年度中は同じ年齢区分となります）。

●休日保育

1 利用登録の手続き（年1回）

平日に利用している施設へ休日保育利用希望について、伝えます。

「①休日保育利用登録申請書」・「②休日保育児童状況確認書」・「③休日の保育が必要なことを証明する書類（「休日就労（予定）証明（申告）書」等）」・「支給認定証の写し」を利用したい施設にご提出ください。また、初めての利用登録の場合は、お子さまの様子をお伺いしますので、原則お子さま同伴での面談を行います。面談の実施方法などは各施設で異なります。なお、緊急の場合は各施設にご相談ください。

お子さまが身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている場合や判定機関等を利用している場合は、受入体制を整える必要があるため、施設にお話しください。また、各手帳の写しをいただく場合がありますのでご了承ください。

2 利用の申込み（利用希望する月ごと）

「利用申込締切日等」をご確認のうえ、「④休日保育利用申込兼代替休日取得状況申出書」を利用したい施設にご提出ください。利用の月ごとに申込みが必要です。

「④休日保育利用申込兼代替休日取得状況申出書」は平日利用している施設へ「平日にお休みする日（＝代替休日）」を申し、「申出書」に確認を受けてください。代替休日を設けない場合は、原則利用ができません。緊急等やむを得ない場合は休日の一時保育の利用となり、利用料がかかります。

※申込締切日以降でも、受け入れ人数に空きがある場合は休日保育を利用できる場合があります。申込締切後の利用については、各施設へお問い合わせください。

3 利用の可否

お申込み内容を確認し、休日保育の優先順位に応じて、利用できる方を決定し、利用決定日までに連絡します。利用決定日までに、施設から利用決定の連絡がない場合は、休日保育の利用はできません。

受け入れ人数が限られているので、ご利用を保留とさせていただいたり、要件を満たさない場合にはご利用をお断りすることがあります。

（利用できる方からのキャンセルがあった場合は、利用決定日以降にご利用を保留・お断りした方へ施設からご連絡する場合があります。）

※利用決定後に、代替休日日が変更になった場合はお早めに平日利用している施設へ申し出てください。代替休日日を設けない場合は、原則利用ができません。緊急等やむを得ない場合は休日の一時保育の利用となり、利用料がかかります。

※4月の利用を希望される方については申込締切日までの期間が短いことから、「②休日保育児童状況確認書」、「③休日就労（予定）証明（申告）書」、「支給認定証の写し」、「代替休日取得状況の確認」が申込締切日までに間に合わない場合は、初回の休日保育利用日までに提出してください。

■休日の一時保育

1 利用登録の手続き

「児童・家庭状況調書」をご記入のうえ、利用したい施設にご提出ください。また、初めての利用登録の場合は、お子さまの様子をお伺いしますので、原則お子さま同伴での面談を行います。面談の実施方法などは各施設で異なります。なお、緊急の場合は各施設にご相談ください。

お子さまが身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている場合や判定機関等を利用している場合は、受入体制を整える必要があるため、「児童・家庭状況調書」の備考欄に記入していただくか、施設にお話しください。また、各手帳の写しをいただく場合がありますのでご了承ください。

2 利用の申込み

「利用申込締切日等」をご確認のうえ、各施設の定める方法により、お申込みください。

3 利用の可否

お申込み内容の確認が済み次第、施設からご利用の可否をお知らせします。

受け入れ人数が限られているので、ご利用を保留とさせていただいたり、要件を満たさない場合にはご利用をお断りすることがあります。

休日保育の利用手続きの流れ

平日に利用している施設へ休日保育利用希望について、伝えます。

休日保育実施施設や市HP、区役所から「休日保育利用登録申請書」等、利用登録・利用申込みに必要な書類を受け取ります。
⇒必要な書類は、3ページをご覧ください。

1. 利用登録(年1回)

【保護者から休日保育実施施設へ】

申込締切日までに、利用を希望する施設へ直接申し込みます。

「申込締切日」は、2ページをご覧ください。

※2の利用申込と同時も可能です。
※利用登録は要件等に変更がなければ、原則年度に1回です。

初めての利用登録申請等の場合は、児童の様子をお伺いしますので、原則児童同伴での、面談を実施します。

2. 利用申込(利用希望する月ごと)

【保護者から休日保育実施施設へ】

申込締切日までに、利用を希望する施設へ直接申し込みます。

「申込締切日」は、2ページをご覧ください。

※1の利用登録と同時も可能です。
※申込締切日以降の申込みについては2ページをご覧ください。

3. 利用の判断(毎月)

【休日保育実施施設から保護者へ】

要件等を確認し、休日保育実施施設において、市が定める「ガイドライン」により、受入の可否を判断し、**利用決定日まで**に、**利用決定者へのみ**連絡します。

※利用不可の場合は連絡はありません。

施設の利用

休日の一時保育の利用手続きの流れ

休日の一時保育実施施設や市HP、区役所から「児童・家庭状況調書」等、利用登録・利用申込に必要な書類を受け取ります。

⇒必要な書類は、3ページをご覧ください。

1. 利用登録(年1回)

【保護者から休日の一時保育実施施設へ】

利用希望日の7日前までに、利用を希望する施設へ直接申し込みます。

※2の利用申込と同時も可能です。
※利用登録は要件等に変更がなければ、原則年度に1回です。

初めての利用登録申請等の場合は、児童の様子をお伺いしますので、原則児童同伴での、面談を実施します。

2. 利用申込

【保護者から休日の一時保育実施施設へ】

利用希望日の7日前までに、利用を希望する施設へ直接申し込みます。

※1の利用登録と同時も可能です。

3. 利用の判断

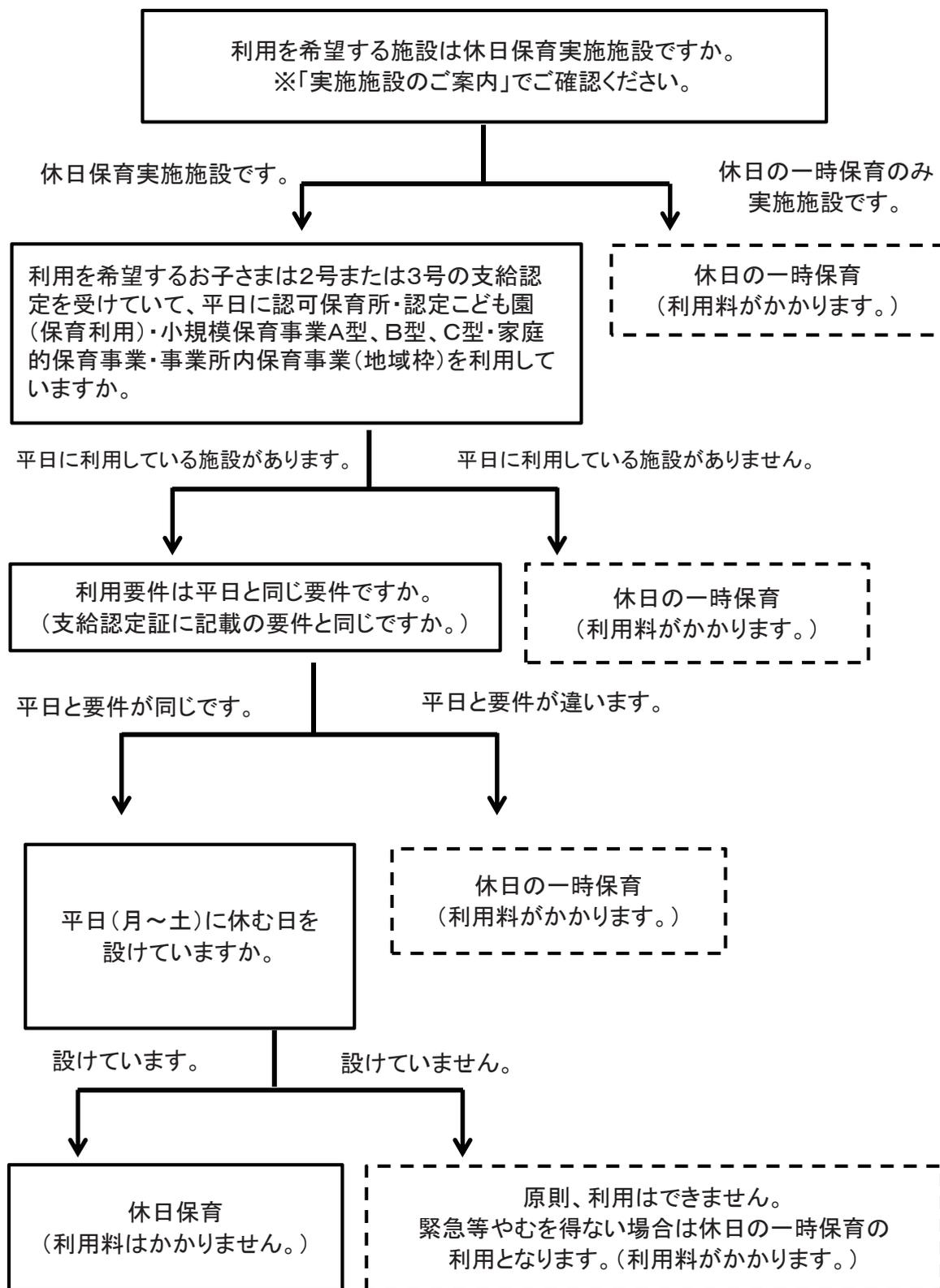
【休日の一時保育実施施設から保護者へ】

要件等を確認し、休日の一時保育実施施設において、施設が定める方法により、受入の可否を判断し、連絡します。

施設の利用

「休日保育」・「休日の一時保育」の確認方法

「休日保育」の対象のお子さまか、「休日の一時保育」の対象のお子さまか確認する場合は、以下のとおりご確認ください。



実施施設のご案内

●休日保育と■休日の一時保育を実施している施設

<p>① 矢向保育園 【鶴見区】</p> <p>所在地 横浜市鶴見区矢向五丁目12番24号</p> <p>開所時間 am 8:00 ~ pm 6:00</p> <p>保育時間 (8時間) am 8:30 ~ pm 4:30</p> <p>連絡先 TEL (583)2525 : FAX (583)2573</p> <p>受付時間 am 9:00 ~ pm 5:00 (土日・祝日は除く)</p> <p>受入年齢 満1才以降~就学前</p> <p>休日保育受入人数 6人程度</p> <p>交通 JR線「矢向」下車徒歩5分</p>	<p>② 横浜市かながわ保育園 【神奈川区】</p> <p>所在地 横浜市神奈川区東神奈川一丁目12番地リーデンスフォート横浜3F</p> <p>開所時間 am 7:30 ~ pm 6:30</p> <p>保育時間 (8時間) am 8:30 ~ pm 4:30</p> <p>連絡先 TEL 080(3489)2031 : FAX (440)2035</p> <p>受付時間 am 10:00 ~ pm 5:00 (土日・祝日は除く)</p> <p>受入年齢 離乳食完了後~就学前</p> <p>休日保育受入人数 15人程度</p> <p>交通 JR線「東神奈川」京浜急行線「仲木戸」下車徒歩1分</p>
<p>③ 六ツ川みどり保育園 【南区】</p> <p>所在地 横浜市南区六ツ川三丁目77番地7</p> <p>開所時間 am 8:00 ~ pm 7:00</p> <p>保育時間 (8時間) am 9:00 ~ pm 5:00</p> <p>連絡先 TEL (713)2161 : FAX (713)2169</p> <p>受付時間 am 9:00 ~ pm 5:00 (土日・祝日は除く)</p> <p>受入年齢 12か月程度~就学前</p> <p>休日保育受入人数 3人程度</p> <p>交通 京浜急行線「弘明寺」からバス利用バス停「引越坂」下車徒歩3分</p>	<p>④ 上大岡ゆう保育園 【港南区】</p> <p>所在地 横浜市港南区上大岡西一丁目15番1号カミオ4F</p> <p>開所時間 am 8:00 ~ pm 6:00</p> <p>保育時間 (8時間) am 9:00 ~ pm 5:00</p> <p>連絡先 TEL (882)2014 : FAX (882)2015</p> <p>受付時間 am 9:30 ~ pm 4:00 (土日・祝日は除く)</p> <p>受入年齢 0才6か月~就学前</p> <p>休日保育受入人数 9人程度</p> <p>交通 京浜急行線「上大岡」市営地下鉄「上大岡」下車徒歩1分</p>
<p>⑤ アスクセンター南保育園 【都筑区】</p> <p>所在地 横浜市都筑区茅ヶ崎中央46番5号</p> <p>開所時間 am 9:00 ~ pm 6:00</p> <p>保育時間 (8時間) am 9:00 ~ pm 5:00</p> <p>連絡先 TEL (948) 1016 : FAX (943) 2802</p> <p>受付時間 am 9:00 ~ pm 5:00 (土日・祝日は除く) ※H29.4.1より変更となります。</p> <p>受入年齢 産後57日~就学前</p> <p>休日保育受入人数 5~7人程度</p> <p>交通 市営地下鉄「センター南」下車徒歩2分</p>	<p>⑥ うみのくに保育園きくな 【港北区】</p> <p>所在地 横浜市港北区菊名七丁目5番37号</p> <p>開所時間 am 7:30 ~ pm 6:30</p> <p>保育時間 (8時間) am 9:00 ~ pm 5:00</p> <p>連絡先 TEL (877)4284 : FAX (877)4284</p> <p>受付時間 am 7:30 ~ pm 6:30 (土日・祝日は除く)</p> <p>受入年齢 産休明け~就学前</p> <p>休日保育受入人数 6~10人程度</p> <p>交通 JR線・東急東横線「菊名」下車徒歩8分</p>
<p>⑦ うみのくに保育園とつか 【戸塚区】</p> <p>所在地 横浜市戸塚区川上町464番地15</p> <p>開所時間 am 7:30 ~ pm 6:30</p> <p>保育時間 (8時間) am 9:00 ~ pm 5:00</p> <p>連絡先 TEL (410)6690 : FAX (410)6690</p> <p>受付時間 am 7:30 ~ pm 6:30 (土日・祝日は除く)</p> <p>受入年齢 産休明け~就学前</p> <p>休日保育受入人数 6~10人程度</p> <p>交通 JR線「東戸塚」下車徒歩12分</p>	<p>※「休日保育受入人数」は、受入児童の年齢により変わることがあります。</p>

実施施設のご案内

■ 休日の一時保育を実施している施設

① やまゆり中山保育園 【 緑区 】

所在地 横浜市緑区中山町321番地10
開所時間 am 8:00 ~ pm 6:30
連絡先 TEL 080(4098)6047 : FAX (532)6604
受付時間 am 10:00 ~ pm 5:00 (日・祝日のみ)
受入年齢 1才0か月~就学前
交通 JR線「中山」下車徒歩1分

② ピッピ保育園 【 青葉区 】

所在地 横浜市青葉区荏田西三丁目1番地19
開所時間 am 8:45 ~ pm 5:15
連絡先 TEL (910)0662 : FAX (910)0663
受付時間 am 9:00 ~ pm 5:00 (土日・祝日は除く)
受入年齢 一人で座れる、哺乳瓶飲める程度~就学前
交通 東急田園都市線「市ヶ尾」下車徒歩10分

③ 聖保育園 【 港北区 】

所在地 横浜市港北区大倉山三丁目41番17号
開所時間 am 8:00 ~ pm 6:00
連絡先 TEL (543)3695 : FAX (540)0386
受付時間 am 8:30 ~ pm 6:00 (土日・祝日は除く)
受入年齢 8週間以降~就学前
交通 東急東横線「大倉山」下車徒歩2分